

山口市スポーツ少年団全国大会出場者賞賜金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は山口市スポーツ少年団に所属する個人・団体がスポーツ全国大会に出場する場合、賞賜金を交付し選手を激励することをもってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(交付対象)

第2条 山口市スポーツ少年団に所属し、個人・団体が、山口市を含む地域を範囲とした予選又は選考を経て出場資格を得、全国大会に出場するとき、予算の範囲内で賞賜金を交付する。ただし、個人の場合は、所属する団体からの推薦があった者に限る。他市町との連合チームの一員として出場する場合は除外する。

2 交付対象は山口市民に限る。

(交付金額等)

第3条 交付金額は1人2,000円とする。ただし、1団体20,000円を上限とする。

2 交付回数は同一年度内1個人・団体につき1回とする。

(交付手続き)

第4条 賞賜金の交付を受けようとする山口市スポーツ少年団の加盟団体は、大会出場前に次の各号に掲げる書類を、山口市スポーツ少年団本部に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書
- (2) 予選及び選考結果のわかるもの(予選大会要綱を含む)
- (3) 全国大会要項
- (4) 全国大会出場選手の名簿(住所がわかるもの)

(交付決定)

第5条 前条の規定による申請書の提出があったとき、山口市スポーツ少年団本部は審査の上、交付決定を行い申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第6条 次の各号に掲げる事項に該当した者は、前条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更するものとする。

- (1) 事業に関し、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (2) 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(賞賜金の還付)

第7条 山口市スポーツ少年団本部は前条の規定により賞賜金の交付決定取り消しを行った場合、該当者に対し期限を定めて賞賜金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。